平成２７年（フ）第４２号
滋賀県栗東市辻638番地
破産者　株式会社マルトモ
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０１号
京都市山科区北花山大林町81番地の３
破産者　有限会社浜名精工
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
京都市右京区西京極畔勝町16番地
破産者　有限会社ユニオン照明
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
大阪府八尾市竹渕西２丁目11番地の18
破産者　有限会社パブリックルアーズ
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１８号
兵庫県芦屋市若葉町４番２―531号
破産者　株式会社スペースアート森岡
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５６号
大阪市生野区巽北１丁目21番29号
破産者　有限会社東洋管財
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９号
広島県三原市本郷北２丁目18番38号
破産者　有限会社池本興業
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１６号
香川県丸亀市土器町西２丁目793番地
破産者　有限会社城東電化センター
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３８号
香川県丸亀市川西町南1280番地１
破産者　株式会社ぱーやん
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１４０号
愛媛県伊予市大平字曽根甲1288番地７
破産者　有限会社ひめまる観光物産
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５６号
福岡県柳川市三橋町柳河140番地１
破産者　金子　康博
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目13番地の16
破産者　髙橋　素幸
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９号
長野県上田市古里1261番地　市営第８号
破産者　今井　聖志
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第６４１号
静岡市清水区蒲原小金275番地の１
破産者　山島　壽子
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２号
横浜市青葉区あざみ野２丁目28番地６　メゾンあざみ野303、旧住所静岡市清水区銀座８番14号
破産者　後藤　英之
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２号
静岡県沼津市大岡3505番地の14　輝明館206、破産手続開始決定時の住所静岡県裾野市千福が丘１丁目15番５
破産者　松原　義彦
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
北九州市八幡東区川淵町12番10号
破産者　早川　　修
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０２号
北九州市小倉北区神幸町６番24―305号
破産者　野中　早苗
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８５号
札幌市白石区本通２丁目南６番37号
破産者　高橋　勝也
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０５号
埼玉県鴻巣市天神５丁目11番35―201号天神ハイツＢ、開始決定時の住所北海道恵庭市黄金北３丁目２番地16
破産者　前田　一吉
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２号
仙台市若林区二軒茶屋４番１―207号
破産者　小川　善章
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係